

とうしゅん

相続定期預金

2023年4月1日(土) ~ 2024年3月31日(日)

大切な人の想いを、お預かりいたします。

1年もの定期預金 店頭表示金利

+0.10%

※ 自動継続後の利率は、継続日における店頭表示の利率を適用します。

ご利用いただける方

個人の方に限ります（屋号付の個人の方は除きます）
相続を受けられ、相続手続き完了後1年以内の方

預入期間

1年（自動継続扱い）

預入金額

新規預入1口100万円以上
（相続で取得した金額の範囲内に限ります。）



詳しくは、担当者または窓口までお問い合わせください。



商品概要説明書

令和5年4月1日

商品名「愛称」	・スーパー定期預金・大口定期預金「相続定期預金」
販売対象	・個人(屋号付き個人は除く) ・相続を受けられ、相続手続き完了後1年以内の方。
取扱期間	・令和5年4月1日(土)～令和6年3月31日(日)
預入期間	・1年(自動継続扱い)
預入金額	・新規預入1口100万円以上 ※相続で取得した金額の範囲内に限る。『必要書類』裏面参照
払戻方法	・満期日以後に一括して払い戻します。
利息 (1)適用金利 (2)計算方法	・1年もの定期預金店頭表示金利に0.10%上乗せを約定利率として満期日まで適用します。 自動継続後の利率は、継続日における店頭表示の利率を適用します。 ・付利単位を1円とし、1年を365日とする日割り計算
税金	・2013年1月1日～2037年12月31日に受け取る利息には、復興特別所得税が上乗せされ、20.315%(国税15.315%地方税5%)の税金がかかります。(ただしマル優を利用の場合は除きます。)
付加できる特約事項	・「総合口座」の担保とすることができます。(貸越利率は担保定期預金の約定利率に0.50%上乗せした利率) ・マル優の取扱いができます。
中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、次の①、②の預入期間に応じた期限前解約利率および預入日から解約日の前日までの日数により計算した期限前解約利息とともに支払います。 ①預入日から解約日までの期間が6ヶ月未満の場合、解約日における普通預金の利率 ②預入日から解約日までの期間が6ヶ月以上の場合、約定利率×50%の利率
金利情報の入手方法	・各種預金金利についてはホームページでご確認いただくか、窓口へご照会ください。
苦情処理措置 紛争解決措置	・苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはお客様相談室(9時～17時、電話:0568-75-3048)にお申し出ください。 ・紛争解決措置 愛知県弁護士会(電話052-203-1777)東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記お客様相談室または全国しんきん相談所(9時～17時、電話:03-3517-5825)にお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際は、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫お客様相談室もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。

裏面に続く

<p>その他参考となる事項</p>	<p>①満期日以降の利息は解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。</p> <p>②預金保険の対象です。預金保険によって元本 1,000 万円までとその利息が保護の対象となります(当庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して 1,000 万円までとその利息が保護されます。)</p>
-------------------	--

『必要書類』

<p>【当金庫で相続手続きを行われた方】</p>
<p>① 本人確認書（運転免許証・健康保険証等）</p> <p>② お届け印</p> <p style="text-align: center;">※相続手続きに所定の書類を提出済みのため特別な書類の提出は不要</p>
<p>【当金庫以外の金融機関で相続手続きを行われた方】</p>
<p>① 本人確認書（運転免許証・健康保険証等）</p> <p>② お届け印</p> <p>③ 相続の完了時期が確認できる書類</p> <p style="padding-left: 20px;">(例)・金融機関に提出した相続依頼書等の写し</p> <p style="padding-left: 40px;">・被相続人名義の解約済み通帳と計算書の写し</p> <p>④ お預け入れされる方が相続人であることを確認できる書類</p> <p style="padding-left: 20px;">(例)・戸籍謄本（または改製原戸籍謄本）の写し</p> <p style="padding-left: 40px;">・遺言書（公正証書遺言、または自筆証書遺言検認済みのもの）の写し</p> <p style="padding-left: 40px;">・遺産分割協議書の写し</p> <p>⑤ お預け入原資を相続により引き継いだことが確認できる書類</p> <p style="padding-left: 20px;">(例)・金融機関に提出した相続依頼書等の写し</p> <p style="padding-left: 40px;">・被相続人名義の解約済み通帳と計算書の写し</p> <p style="padding-left: 40px;">・遺言書（公正証書遺言、または自筆証書遺言検認済みのもの）の写し</p> <p style="padding-left: 40px;">・遺産分割協議書の写し</p>

東 春 信 用 金 庫